合併関連議案を可決

各組合の規約・財産処分等28件

今回の合併関連議案は、平成16年10月12日に薩摩川内市が誕生することと、平成16年11月1日鹿児島市との編入合併に伴うもので、左表に掲載している川薩広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更から祁答院地区視聴覚教育協議会の廃止までの26件は、関係する合併構成市町村の脱退・加入に関する規約の変更と財産処分、廃止の手続きに関するものです。

◇川薩広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
◇川薩広域市町村圏協議会を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更
◇鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
◇鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更
◇鹿児島県市町村議会議員公務災害補償等組合の財産処分
◇鹿児島県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県町村職員退職手当組合規約の変更
◇鹿児島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村職員退職手当組合規約の変更
◇鹿児島県市町村職員退職手当組合の財産処分
◇鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更
◇鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更
◇鹿児島県市町村非常勤職員公務災害補償等組合の財産処分
◇鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する市町村数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更
◇鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分
◇鹿児島県市町村消防補償等組合を組織する市町村数の減少及び鹿児島県市町村消防補償等組合規約の変更
◇鹿児島県市町村消防補償等組合の財産処分
◇鹿児島県町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県町村交通災害共済組合規約の変更
◇鹿児島県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村交通災害共済組合規約の変更
◇鹿児島県市町村交通災害共済組合の財産処分
◇祁答院地区消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び祁答院地区消防組合規約の変更
◇祁答院地区消防組合の財産処分
◇薩摩郡東部衛生処理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び薩摩郡東部衛生処理組合規約の変更
◇薩摩郡東部衛生処理組合の財産処分
◇川薩地区介護保険組合を組織する地方公共団体の数の減少及び川薩地区介護保険組合規約の変更
◇祁答院地方卸売市場管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び祁答院地方卸売市場管理組合規約の変更
◇祁答院地方卸売市場管理組合の財産処分
◇祁答院地区視聴覚教育協議会の廃止
◇鶴田町立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正
◇鶴田町手数料徴収条例の一部改正

鶴田町立視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正は、祁答院地区視聴覚教育協議会の廃止に伴うものです。

鶴田町手数料徴収条例の一部改正は、戸籍事務の電算化に伴い、手数料を徴収する事務の内容等の改正です。

専決処分

今回の専決処分は一般会計補正予算（第5号）で、台風16号による農林業施設（林道関係）・文教施設災害復旧費の総額37万1千円の補正です。

臨時会

臨時会は平成16年8月17日開会されました。

審議は、専決処分（一般会計補正予算（第3号）の承認1件、祁答院地区土地開発公社からの祁答院町の脱退、同公社定款の一部変更、一般会計補正予算（第4号）の議案3件、平成15年度祁答院地区土地開発公社鶴田町支社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）、同公社支社収入支出決算の報告2件で、いずれも承認・可決しました。

補正予算（第3号）は土木費40万円の補正、同（第4号）は消防費153万8千円の補正で、神子分団が県消防操法大会に出場する経費等となっています。

なお、祁答院地区土地開発公社関係は、合併に伴う祁答院町の脱退に関するものです。

郵政事業の国営堅持を

内閣総理大臣等に意見書提出

平成１５年４月１日、日本郵政公社は発足した。郵政事業は１３３年余の歴史のなか、一貫して国営として国民にあまねく公平に「安心・安全」のサービスを提供してきた。

一方、政府は市町村合併等の行政改革を推し進めており、郵政事業についても本年秋をめどに「日本郵政公社」の民営化の道筋をつけるべく法案作成に着手しようとしている。

私ども地方の、特に、過疎高齢化が進む地域にあっては、郵便局は住民にとって必要不可欠な公共機関である。拙速に郵政事業の民営化が進められると、企業論理の名の下に私たち地方の郵便局は整理統合され、ますます不便になるものと憂慮される。

郵政事業は、これまで一円の税金も使うことなく、健全な運営、全国一律のサービスを提供してきている。日本郵政公社が、今まで同様、引き続き全国あまねく公平に「安心・安全」なサービスを提供することは、多くの国民が希望するところである。

ついては、郵政事業の経営形態について拙速な結論を避け、引き続き国営の「日本郵政公社」として、経営・存続されることを強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１６年１０月１日

鹿児島県薩摩郡鶴田町議会議長　東　哲　雄

6月定例会より継続審査となっていた陳情書2件と、今定例会に提出された陳情書1件を審査した結果、1件を採択、1件を一部採択としました。

郵政事業の国営堅持に関する意見書の提出を求める陳情書

要旨　郵政事業は133年余の歴史のなか、一貫して国営として国民にあまねく公平に「安心・安全」のサービスを提供してきた。特に、過疎高齢化が進む地域にあっては、郵便局は住民にとって必要不可欠な公共機関である。ついては、郵政事業の経営形態について拙速な結論を避け、引き続き国営の「日本郵政公社」として、経営・存続されたい。

陳情者　鶴田町老人クラブ連合会長　髙嶺健雄

【採択】

理由　日本郵政公社が今まで同様、引き続き全国あまねく公平に「安心・安全」なサービスを提供することは、多くの国民が希望しているため。**（発議第5号で意見書を内閣総理大臣等に提出）**

治水事業に関する国庫補助負担金制度についての意見書

（発議第6号で内閣総理大臣等に提出）

町陸上競技場の改修、整備についての陳情書

要旨　現実態として、グラウンドの水はけが悪く、数日間水溜りやぬかるみの状態である。このため次の2点を強く要望する。①排水対策を早急に行っていただきたい。（グラウンドゴルフ・ゲートボールができるよう。）②外周コースの設置。（全周約３００ｍ、幅１・５ｍ）

陳情者　柏原区長　水流健二　他２人

【一部採択】

理由　グラウンドの水はけが悪く、利用上支障が生じているので、排水対策を早急に行う必要がある。

外周コースの設置は、排水対策後の水はけの状態を見極めた時点でもよいのではないかとのことから一部採択とする。